

## 令和2年度国民大運動実行委員会要求書に係る意見交換における回答（概要）

### 1. 保育、児童に関する要求

#### ○保育所職員への定期的なPCR検査実施

【回答】感染の広がりが少ない地域で予防的な検査を行うのではなく、国からの指針で示されたとおり、感染者が多数発生している地域等で医学的に必要と認められる場合に幅広く積極的に検査を行うことが適当と考えている。

### 2. 教育に関する要求

#### ○少人数学級の実施と教員定数の見直し

【回答】少人数学級は県独自の加配措置で実施しており、厳しい予算状況ではあるが小学5年生まで拡充したところ。今後は少人数学級編製の成果・効果をしっかりと検証したい。

少人数学級の継続・拡充には国の加配措置が欠かせないので、今後も引き続き国の動向を注視しながら、加配定数の維持充実を含めた定数改善について全国都道府県教育長協議会や教育委員協議会とともに要望していく。

#### ○特別支援教育の充実

##### ①高知市内に寄宿舎付100名規模の小中高一貫を設置

【回答】将来を見据えた抜本的改善策の検討を目的に検討委員会を設置し、令和元年12月に『県中央部の児童生徒数増加による大規模化・狭あい化の課題に迅速に対応するには、学校整備に長期間を費やすことができず、高知市もしくは南国市、香南市、香美市において40～50人規模の新たな学校の設置を含む対応策が必要』との提言を受領。

高知県の総人口見通しと知的障害児童生徒数の上昇率を踏まえ、課題である山田特別支援学校校区では40～50人規模で超過状態が続くと見込まれたため、提言に基づき現在の高知江の口特別支援学校校舎を活用して学校を新設することとし、令和4年4月の開校を目指し準備を進めているところ。

##### ②特別支援学校設置基準の充実

【回答】国に問い合わせたが内容は未定。今後も国の動向に注視しながら情報収集を行い、基準に沿った学校づくりに努めていきたい。

##### ③特別支援学級編制基準を6人に引き下げ

【回答】本県では多人数の特別支援学級がある場合、重複障害・重度障害児が入級する場合等は必要に応じ児童生徒支援加配を措置している。今後も引き続き国加配定数の確保に努め、編制基準の引き下げと定数改善について、全国都道府県教育長協議会等と要望していく。

##### ④通級指導教室の拡充

【回答】市町村の要望を踏まえ通級指導担当教員の確保に向けて国に加配を要望しているが、全国的にも増加傾向にあり、要望する全ての配分を受けることは厳しい状況。今後も引き続き国に対し要望を行っていく。加えて、近隣校で指導を受ける他校通級、担当教員が複数校を訪問する巡回指導などの在り方も含め、支援が必要な児童生徒に効果的な指導体制を構築できるよう市町村や高等学校等に必要な情報提供・支援を行う。

## ⑤保護者等の要望を踏まえた特別支援学校への転入学

【回答】施行令により『障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点』で決定するとされており、教育支援委員会等で専門家の意見も聞きながら各市町村教育委員会が決定を行う。その際は県教育委員会にも情報提供していただき、保護者の意向を大切にしつつ、特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう必要なアドバイスを行っている。

## ○高知県学力定着状況調査の中止、全国学力・学習状況調査の抽出調査化

【回答】高知県学力定着状況調査は各学年で身に付けるべき学力の定着状況を把握し、個々の強みや弱みを補強した上で次学年に進級させることを目的としており、全国調査と合わせて実施することで定着状況を経年で把握できるため、習熟に応じたきめ細かな学習支援も可能となる。調査結果の分析・改善は、教員や学校の授業改善サイクルの確立にも有効であり、本調査は当面、悉皆調査として実施していく。全国学力・学習状況調査は、個々の学力保障のためには毎年度悉皆で調査を実施し、結果を活用していくことが大変有効。

学力調査は、日々の授業や家庭学習、放課後学習等による学びの成果と課題を分析し、課題解決の手立てを考えるために活用するものであり、点数をとることだけを目的とした過度なテスト対策が行われないよう、本来の目的をしっかりと共有するよう努めていく。

## ○教員採用数の増、臨時教員が評価される教員採用制度への改善

【回答】令和3年4月1日付採用選考審査では、例えば小学校教諭は、当初110名の採用予定数としていたが150名を第1回採用候補者名簿に登載するなど、採用予定数を大幅に超える数を採用しようとしている。

教員採用審査は、まずは教員に求められる教養等を問う「教職・一般教養」と、授業を教えるための知識を問う「専門教養」の筆記審査で結果を出すことが求められ、臨時教員の評価については、臨時教員経験の中で高めた力量は第2次審査の模擬授業や面接審査の中で適正に評価されている。今後も学校現場で実践を踏むことにより1次審査を突破し、2次審査において臨時教員としての強みを発揮できるよう努めていただきたい。

## ○指導主事の削減による学校現場への配置教員の増

【回答】市町村立学校については、本県は東西に長く中山間地域に小規模学校が点在し、学習指導要領の徹底や学校支援のためには、教育事務所や市町村教育委員会に一定数の指導主事を配置しなければならない事情がある。併せて、学力や不登校等の課題解決を図るため、市町村教育委員会や各学校の取組を支援する指導主事を増員してきた経緯があり、配置数は当面維持が必要。学校現場の教員数は法に基づき学級数に応じて算定され、その教員数に指導主事は含まれていないため、指導主事配置により学校の教員数が減ることはない。

県立学校は、令和4年度インターハイ、中学校夜間学級の設置、ICT教育の開発等で増員しており、県教育委員会として必要な人員であることをご理解いただきたい。今年度開催の全国高等学校総合文化祭の担当指導主事は、年度途中に必要最少人数を残し3名を学校現場に戻した。今後とも教育委員会事務局の職員数は必要最小数とし、業務の終了や縮小の際は、年度末を待つことなく速やかに学校現場に戻していく。